

事務連絡
令和2年12月3日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護施設等への布製マスクの配布希望の申出及び具体的な配布方法について
(再周知)

介護施設や障害者施設、保育所等、放課後児童クラブなど（以下「介護施設等」という。）への布製マスクの配布については、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出及び具体的な配布方法について」（令和2年8月4日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）にて、その配布方法等についてお示ししているところです。

介護施設等のうち、希望する施設に対して配布を実施しているところですが、現在のマスクの需給状況等を踏まえ、既に配布を行った介護施設等も含め、改めて希望する介護施設等に対し、配布することとしました。

貴会におかれましては、別添の内容について御承知おきいただくとともに、貴会会員に対し、別添の内容についてご周知いただきますようお願いいたします。

記

布製マスクの配布希望の申出及び配布方法

- 申出時期：令和2年12月4日（金）～当分の間
- 申出方法・配布の流れ：

- (1) 以下の厚生労働省のホームページにおいて、配布希望を受け付ける専用メールアドレス及び電話番号や手続などの詳細について掲載しています。

配布を希望する介護施設・事業所等においては、以下の手続きを踏まえ、申出をお願いいたします（配布の申出がない場合は布製マスクの配布がなされませんのでご留意ください）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

電話番号：0120-829-178（9～18時：土日祝日も実施）

メールアドレス：maskhaifukibou@mhlw.go.jp

(2) 配布を希望する介護施設・事業所等は、①施設等名、②住所、③電話番号、④必要配布枚数等の情報について、原則メールにより申出（電話でも申出可能）を行います。

※ 介護事業所のうち訪問・通所系サービス、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業に限る。）の利用者分については、ケアマネジャー・地域包括支援センターからの申出となります。

※ 既に配布済みの施設等についても対象とします。

※ 必要配布枚数については、原則として100枚単位で、各施設等で必要な枚数を記載いただくようお願いします。100枚未満をご希望の場合は、コールセンター宛てにお電話にてご相談いただきますようお願いいたします。

※ ホームページに提出様式ファイルをアップロードしておりますので、メールでの申出は、各介護施設・事業所等において提出様式ファイルをダウンロードしていただき、必要事項を記載したものをメールに添付して上記アドレスに送付していただく方法により受け付けます。

(3) 申出から配布までは概ね3週間程度を要する見込みです。

【別紙1】

「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

(令和2年12月3日付厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡)

【別紙2】

「介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について（再周知）」

(令和2年12月3日付厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡)